



議案第十七号

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例（昭和四十五年三朝町条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「五百円」を「千円」に、「二百円」を「四百円」に改める。

第三条第二号中「千円」を「千五百円」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第三条第三号中「五百円」を「千円」に、「二百円」を「四百円」に改める。

第三条第四号中「千円」を「千五百円」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第三条第五号中「二千円」を「三千円」に、「五百円」を「八百円」に改める。

第三条第六号中「二千円」を「三千円」に改める。

第三条第七号中「二千円」を「三千円」に改める。

第三条第八号中「二千円」を「三千円」に改める。

第三条第九号中「二千円」を「三千円」に改める。

第三条第十号中「五百円」を「千円」に、「二百円」を「四百円」に改める。

第三条第十一号中「五百円」を「千円」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

第三条第十二号中「千円」を「二千元」に改める。

第三条第十三号中「千五百円」を「三千元」に改める。

第三条第十四号中「五百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。